

# 独占禁止法相談ネットワーク の御利用をお待ちしています。



各商工会では、独占  
禁止法、下請法及び  
消費税転嫁対策特別  
措置法の相談を受け  
付けております。  
内容、御希望により  
公正取引委員会の窓  
口を紹介します。

◎このようなことでお困りではあ  
りませんか？

- ・マーケティングの内容が独占禁  
止法に違反？
- ・注文どおりなのに、取引先から  
一方的に返品された。下請法に  
違反じゃないの？

- ・取引先が消費税の転嫁を拒否し  
ている。消費税転嫁対策特別措  
置法違反じゃないの？

御相談は、お近くの商工会または、

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室(電話 098-866-0049)までお願いします。